

議案第 85 号

里庄町行政財産使用料徴収条例の一部改正について

里庄町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 26 年 12 月 15 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

行政財産の使用許可に当たっての使用料の額等について、現状に即した見直しを行い、適正化を図るため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

里庄町行政財産使用料徴収条例（昭和39年里庄町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（使用料の額）

第2条 使用料の額は、1箇月につき次に掲げる額とする。

- (1) 土地については、当該土地の時価の1,000分の3に相当する額（消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第8条に規定する駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合については、当該額に100分の108を乗じて得た額）
- (2) 建物については、当該建物の時価の1,000分の5に相当する額に100分の108を乗じて得た額と当該建物の敷地につき前号の規定により算定した使用料の額との合算額
- (3) 前2号に掲げるもの以外の行政財産については、当該財産の種類に応じ、土地又は建物の使用料の例により算出した額

第6条を第8条とする。

第5条中「第3条第3号」を「第5条第3号」に改め、同条を第7条とし、第4条に次のただし書きを加え、同条を第6条とする。

ただし、使用期間が2年度以上にわたる場合には、年度ごとに徴収することができる。

第3条中「するときは、」の次に「第2条又は」を加え、同条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

（使用料の額の算定）

第3条 使用料の額の算定は、次によるものとする。

- (1) 使用期間が1箇月に満たないとき又は使用期間に1箇月に満たない端数があるときは、日割計算により算定するものとする。この場合においては、前条の規定により算定した額の30分の1に相当する額（使用期間が1箇月に満たない土地の使用（消費税法施行令第8条に規定する駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合を除く。）については、その額に100分の108を乗じて得た額）をもって1日についての使用料の額とする。
- (2) 算定した使用料の額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- (3) 1件の使用料が10円に満たないときは、10円とする。

（使用料の額等の特例）

第4条 前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる使用料の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する線路及び空中線並びにこれらの附属設備を設置するため行政財産を使用する場合の使用料の額 電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に定める額
- (2) 工作物の設置を目的として土地を使用する場合（前号に掲げる場合を除く。）の使用料の額 里庄町道路占用条例（平成26年里庄町条例第 号）に規定する占用料に準じた額

2 前項第1号の使用料の額の算定については、使用期間が1年に満たないとき又は使用期間に1年に満たない端数があるときは、その1年に満たない期間を1年として計算する。

3 第1項第1号の規定にかかわらず、同号に規定する行政財産（土地に限る。）の使用期間が1箇月に満たない場合の使用料の額は、前項の規定により算定した額に100分の108を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている行政財産の使用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。